

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年5月31日

【会社名】 株式会社ライフフーズ

【英訳名】 Life Foods Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 平 毅

【本店の所在の場所】 大阪府吹田市江坂町一丁目13番41号

【電話番号】 06-6338-8331(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部人総部長兼広報室長 森 雅 彦

【最寄りの連絡場所】 大阪府吹田市江坂町一丁目13番41号

【電話番号】 06-6338-8331(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部人総部長兼広報室長 森 雅 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2021年5月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年5月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 854,004,128円

ロ 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 854,004,128円

ハ 剰余金の処分の効力発生日

2021年5月27日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

ロ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第34条の新設等所要の変更を行うものであります。

ハ その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

大平毅、菅本祥宏、清水哲二を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

新家祥孝、柴田昇、長澤哲也を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300,000千円以内（内、社外取締役分は50,000千円以内）とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定を当社取締役会に委任するものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50,000千円以内とするものであります。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役新家祥孝に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは監査等委員である取締役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	26,267	58	62	(注)1	可決 92.38
第2号議案	26,218	92	77	(注)2	可決 92.20
第3号議案					
大平毅	26,224	78	85	(注)3	可決 92.22
菅本祥宏	26,227	75	85		可決 92.23
清水哲二	26,225	77	85		可決 92.23
第4号議案					
新家祥孝	26,211	75	101	(注)3	可決 92.18
柴田昇	26,210	76	101		可決 92.18
長澤哲也	26,200	86	101		可決 92.14
第5号議案	26,151	128	108	(注)1	可決 91.97
第6号議案	26,153	141	93	(注)1	可決 91.97
第7号議案	26,121	187	77	(注)1	可決 91.86

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。